

【家庭でできる節電のポイント】 炊飯器での4時間以上の保温はさけて、電子レンジで温め直したほうが省エネになります。

東日本大震災により被害を受けられた方へ

東日本大震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、震災特例法の施行により、平成22年分の所得税の全部又は一部の軽減を受けることができる場合があります。このため、この震災により被害を受けられた方は、税務署で相談に応じております（お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております）。

また、次の日程で所得税の申告等の相談会を行いますのでご利用ください。

なお、町民税についても軽減することのできる場合がありますので、併せて相談会を行います。

申告に必要な手続き及び書類等は、所得税と同様になります。

▼申告相談日程 6月30日（木）・7月1日（金）

▼受付時間 午前9時～午後4時

▼会場 上三川町役場 3階大会議室

○お手続きの方法

平成22年分について所得税の軽減措置を受けるためには、平成22年分所得税の確定申告書を提出していただく必要があります。なお、既に平成22年分の確定申告がお済みの方は、「更正の請求書」を提出していただく必要があります。

○お手続きに必要な書類

平成22年分雑損控除を受けられる方は、次の書類をご用意ください。なお、次の書類がない場合には、職員にご相談ください。

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- ②被害を受けた家屋の取得価額が分

からない場合は、その面積が分かるもの

③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの

④被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの

⑤市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書の写し

⑥還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの

⑦既に平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方は、その控え

確定申告書を提出していない方は、平成22年分の所得金額や所得控

（宇都宮税務署・町税務課よりお知らせ）

除額の分かるもの（源泉徴収票や保険料控除証明書など）

▼問い合わせ先 〓

●宇都宮税務署 個人課税部門（宇都宮市本町10-6）

☎028(621)2151(代表)

※自動音声の案内にしたがって、

東日本大震災に関するお問い合わせの場合は「0」を、申告相談等に関するお問い合わせの場合は「2」を選択してください。

受付時間：午前8時30分～午後5時まで（土、日、祝日を除く）

●役場税務課 住民税係

☎9122

- 雑損控除の対象となる「主な資産」住宅、門、塀、家財、車両、墓石等。
- 雑損控除の対象となる「災害関連支出」
 1. 被災資産の取壊し・除去のための支出
 2. 被災資産を使用できるようにするための支出
 3. 被害の拡大・発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出

東日本大震災義援金の受け付け

3月11日に発生しました、東日本大震災に伴う義援金は以下の通りです。皆様からのあたたかいご支援に、心より感謝申し上げます。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社栃木県支部・栃木県共同募金会を通して、被災地の皆さんに届けられます。引き続き義援金を受け付けております。今後ともご協力をお願いいたします。

日本赤十字社 栃木県支部 上三川町分区分
2,050,804 円（5月20日現在）

栃木県共同募金会 上三川町支会
3,196,749 円（5月20日現在）

▼問い合わせ先＝日本赤十字社 栃木県支部 上三川町分区分（福祉課内 ☎91228）

・栃木県共同募金会 上三川町支会（上三川町社会福祉協議会内 ☎3166）

被災地から避難されてきた方へ

栃木県在宅避難者登録制度について

今回の被災により県外から町内の親類宅・アパートなどの避難所以外の場所に避難している方が対象となります。

登録していただいた方には、必要に応じて、被災時にお住まいになっていた自治体などからの情報を提供しております。また、登録していただいた内容については、栃木県を通じて、被災時にお住まいになっていた自治体に情報提供をいたします。

詳しくは左記まで、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

総務課 秘書庶務係

☎9113

介護サービスの利用について

住民票の異動をおこなわなくても、ご家族のお宅などの避難先で介護サービスを利用することができます。

被災前に受けていた介護サービスの利用が、避難によって中断されている方、あらたに介護が必要となった方は、ご相談ください。

▼問い合わせ先

保険課 介護保険係

☎9102

【家庭でできる節電のポイント】

掃除機は部屋を片付けてから使い、集塵パックは適切に取り替えましょう。

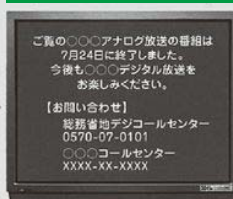
7月24日に アナログテレビ放送が終了します。

画面イメージ

7月1日以降



7月24日正午以降



停波後



テレビの右上に「アナログ」の表示がついていたら、デジサポへご相談ください!!

《地デジの準備をお急ぎください》

困ったこと、分からないことがあったら、

でんわ、急げ! デジサポへ

電話 028-333-3331
平日 午前9時～午後9時
土日祝日 午前9時～午後6時

全国共通人権相談ダイヤルのご案内

平成23年4月18日(月)から全国の法務局が受け付けている「電話による人権相談」の電話番号のうち、次の番号が全国共通電話番号に変更されました。

『みんなの人権110番』

☎0570(003)110

近隣間のトラブル、高齢者に対する虐待、障がい者に対する差別や偏見など、あらゆる人権問題についての相談をお受けします。

『女性の人権ホットライン』

☎0570(070)810

夫・パートナーからの暴力やストーカー行為、女性に対する差別など、女性をめぐる様々な人権問題についての相談をお受けします。

この電話番号におかけになると、発信地域最寄りの法務局へ自動的につながります。(PHS、一部のIP電話からは、つながらない場合があります。)

※相談は、無料で人権擁護委員又は法務局職員が応じ、秘密は厳守します。

▼時間 平日午前8時30分～午後5時15分

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

☎9128